

やお市政だより

第477号

2

昭和48年3月20日

市の行事

3/26 (月)	家児 心配 法律	☆成人学級講座生募集 10.00~18.30 公民館 ☆ツベルクリンの接種 14.00~15.30 八尾保健所
27 (火)	交通 青少	☆成人学級講座生募集 10.00~18.30 公民館 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 〃
28 (水)	家児 結婚 行政	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所
29 (木)	家児 法律	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00 〃 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆赤ちゃんの種とう判定 14.00~15.30 大正幼、竹淵小 ☆自動車運転者講習会(桂、長池、用和、美園の各小学校区の人) 18.30~ 市民ホール
30 (金)	家児 身障	☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆赤ちゃんの種とう判定 14.00~15.30 安中幼、久宝寺小 ☆自動車運転者講習会(高美、八尾、久宝寺の各小学校区の人) 18.30~ 市民ホール
31 (土)	青少	
4/1 (日)		☆防災の日 ☆エイプリルフール
2 (月)	家児 心配	☆自動車運転者講習会(竹淵、竜華、永畑、安中の各小学校区の人) 18.30~ 市民ホール ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防接種 10.00~12.00 南高中、東弓削青年会場 13.00~15.00 八尾自動車教習所、信貴山口駅前
3 (火)	交通 青少	☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆自動車運転者講習会(大正、志紀、曙川、刑部の各小学校区の人) 18.30~ 市民ホール ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防接種 10.00~12.00 久宝園集会所横の遊園地、高安出張所
4 (水)	家児 結婚	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆自動車運転者講習会(北山本、山本、東山本、南山本の各小学校区の人) 18.30~ 市民ホール ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防接種 10.00~12.00 太田八幡神社、竹淵出張所 13.00~15.00 大正中、竜華出張所
5 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~15.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00 〃 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 中高安幼、北山本小 ☆自動車運転者講習会(南高安、中高安、北高安の各小学校区の人) 18.30~ 市民ホール
6 (金)	家児 身障	☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(3ヵ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 志紀幼、曙川小 ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防接種 10.00~12.00 曙川出張所、桂隣保館 13.00~15.00 志紀田井中神社、山本児童公園(大和橋東)
7 (土)	青少	☆世界保健デー
8 (日)		☆花まつり
9 (月)	家児 心配 法律	☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所 ☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 清友幼、南高安幼 ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防接種 10.00~12.00 小阪合神社 13.00~15.00 大竹老人ホーム ☆ツベルクリンの接種 14.00~15.30 八尾保健所
10 (火)	交通 青少	☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防接種 10.00~12.00、13.00~15.00 久宝寺口桜橋児童公園、用和小

みなさんの近くで起った善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報系へ(TEL 91-3881)

《人の動き》

(48年1月末現在)

総数 237,488(+543)
男 119,554(+262)
女 117,934(+281)
世帯数71,975(+95)
()内は前月からの増減です



《俳句》

風花の
散り居る町に
小買物
西辻若枝(主婦)

《排水設備工事責任者認定試験》

市では、排水設備工事責任技術者の認定試験を次のとおりで行ないます。

☆受験資格◎新制高校以上の学力を有し、上下水道および水洗便所の工事の設計または施行に3年以上の経験を持っている人

◎引き続き7年以上、上下水道の工事の設計または、施行に従事した経験のある人

◎48年1月1日現在、20歳以上の人

◎試験 4月16日(月)午前9時 教育センター(筆記試験)

受験希望される人は、4月5日(木)までに指定申込用紙と手数料500円を添えて市建設部下水道課業務係(電91-3881 内線313)へ申し込んでください。

《初級簿記講座を開きます》

八尾市と八尾商工会議所では、次のとおり初級簿記講座を開きます。

☆期間 4月2日~4月20日の月、水、金曜日(午後6時~8時)

☆場所 八尾商工会議所
☆受講料 2,000円
申し込みは、八尾商工会議所(電22-1181)へ。

《消防アンケート抽せんの結果》

春の火災予防運動のひとつとして、市消防本部が北本町4丁目のショッパーズ八尾で開きました。我が家の防火展。でのアンケート調査に応募していただいた人の中から抽せんの結果、次の3名のかたに家庭用消火器が当たりました。

☆山城町3丁目、北山久仁子さん ☆恩智 345、中道一雄さん ☆

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談 結婚

= 結婚相談 いずれも 13時~16時 福祉会館で 家児 = 家庭児

童相談 10時~16時 福祉会館で 青少 = 青少年愛護相談 9時

~17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談

(当日予約制) = 行政相談 いずれも 13時~16時 市民相

談室で

高砂町2丁目、内角忠義さん
応募数は、2,500人、多数のご協力ありがとうございました。

《保健所の健康相談と検診》

八尾保健所では、4月から次の各種健康相談、検診を行ないますのでご利用ください。

☆母親教室 毎週木曜日 午後1時30分

☆乳幼児健康相談 第1・第2金曜日(3ヵ月の乳児)第3金曜日(6ヵ月の乳児)第4金曜日(1年6ヵ月の乳児)午前9時15分から11時

☆肢体不自由児相談 第2・第4月曜日 午後1時~2時まで

☆幼児歯科相談(フッ素塗布) 毎週水曜日 午前9時15分から午後3時

☆3歳児検診(3歳6ヵ月の幼児)第2・第3金曜日 午後1時から3時

☆子宮ガン検診 毎週水曜日、午後1時から2時(電話予約制)

☆精神衛生相談-電話予約制

《パート保母の募集》

市児童課では、次のとおりパート保母さん(1名)を募集しています。

☆資格 子どもを育てた経験のある人で、現在、学令前の子どものいない人

☆勤務時間 午前7時30分~9時30分、午後4時30分~6時30分までの1日2回計4時間

☆給与 1時間につき、有資格者280円、無資格者230円

☆勤務保育所 市立高安保育所
申し込みされる人は、3月末までに市児童課(電91-1972)へ。

《4月から剣道教室を開設》

剣道教室が4月から毎週日曜日に開設されます。

☆対象 小、中、高校生および一般 ☆開設場所 東山本小体育館(4月8日から。時間は午前9時30分~正午)竜華小体育館(4月15日から。時間は午前9時30分~正午)大正中体育館4月15日から。時間は午後1時~3時30分

☆申し込み 山本町南4-10-6 尾方勝躬方、八尾市剣道協会(電22-1192)
なお、小学生については初日、父兄同伴のこと。

お知らせ

史跡めぐりのこと

■春の史跡めぐりを4月15日に 行ないます

電91-3881 内線203

春の史跡めぐりをこしも次のとおり開きますので、ご家族そろって参加してください

☆とき 4月15日(日) 午前9時集合(雨天中止)

☆集合場所 八尾市役所

☆コース 八尾市役所→環山楼→伴林光平碑→矢作神社→中田遺跡→由義神社→恩智天王の森→恩智左近の墓→恩智城址(昼食)→神宮寺小太郎塚→神宮寺墓地→瑠璃光寺→観音寺→智識寺跡→木沢長政の墓→柏原市安堂(解散は午後3時30分の予定)

☆持ってくるもの 弁当、水筒など

参加希望者は、直接、集合場所に集まってください。

文化講座のこと

■第8期文化講座を開きます

電23-4115

労働会館分館(植松町)では、5月から第8期文化講座を開きます。

☆期間 48年5月-49年3月

☆会場 市立労働会館分館(近鉄バス植松下車すぐ)

☆受講資格 15歳以上の市民または、市内在勤者

☆申し込み日 4月15日(日) 午前10時-午後5時

☆受講料 無料ですが材料費は各自負担していただきます

☆申し込みされる方は、必ず印鑑を持参してください。

なお、定員になりしだい締め切ります。

講座

茶道講座=Aクラス(火曜、午前9時-12時) Bクラス(金曜、午前9時-12時) Cクラス(火曜、午後6時-9時) Dクラス(金曜、午後6時-9時) 各クラスとも30名

花道講座=Aクラス(土曜、午前10時-12時) Bクラス(水曜、午前10時-12時) Cクラス(木曜、午後6時-8時) Dクラス(火曜、午後6時-8時) 各クラスとも40名

手芸講座=Aクラス(木曜、午前10時-12時) Cクラス(金曜、午後6時-8時) 各クラスとも30名

陶芸教室(水曜、午後6時-8時) 30名

絵画教室(土曜、午後6時-8時) 30名

文学教室(7月開講 木曜 午後6時-8時) 100名

労働講座(不定期開講、金曜、午後6時-8時) 50名

(注)茶道、花道、手芸は、毎月第1、2、週の名曜日に開きます。

4月7日、8日に習作展

文化講座生の1年間の成果をみなさんに見ていただくため、4月7日、8日の両日(午前8時-午後7時)労働会館分館で習作展を開きますので多数、お越しください。

料理講座のこと

■料理講座生を募集しています

電99-3167

労働会館(山本町1丁目)では楽しい料理づくりをしながら、実用向きで栄養価の高い料理の作り方を覚えていただく「第12期料理講座」を開きます。

☆受講資格 勤労婦人、一般婦人(市内に住んでいる人または働いている人)

☆受講料 材料費2ヵ月分(1,500円)を前納。また別に上半期、下半期にテキスト代150円が必要です。

☆講座期間 5月から翌年3月まで隔週計20回(9月は休講)

☆申し込み用紙 3月23日から労働会館で交付します。

☆申し込み期間 3月23日(金)-4月8日(火)まで

なお、勤労婦人は、申し込み用紙に事業主または労組の証明をしてもらってください。一般婦人は、住民票など市内に居住していることを証明できるものを持参してください。

☆申し込み 八尾市山本町1丁目8の11市立労働会館へ返信用切手20円を添えて申し込んでください。

接種のこと

■乳幼児の第1期種痘を行ない ます

電91-3881 内線246

乳幼児(生後6ヵ月-24ヵ月)の第1期種痘接種を次のとおり行ないますので該当者は必ずお受けください。

日程

接種日	判定	実施会場
3月22日	29日	大正幼、竹淵小
23日	30日	安中幼、久宝寺小
4月5日	12日	中高安幼、北山本小
6日	13日	志紀幼、曙川小
9日	16日	清友幼、南高安幼
10日	17日	山本小
11日	18日	竜華幼
19日	26日	用和小、桂隣保館
20日	27日	八尾小、安中隣保館

時間は、いずれも午後2時から3時30分までです。

☆当日、昼の体温が37.3度以上ある人

☆1ヵ月以内にはしか、水ぼうそう、おたふくかぜにかかった人

☆その他、予防接種手帳に記載してある禁忌事項に該当している人

これらに該当する人は、受けられません。なお、当日、母子手帳、予防接種手帳、印鑑、筆記用具、スリッパを持参してください。

★注意事項

☆当日、昼の体温を必ずはかってくる

☆問診票は、よく読んで正しく記入する

☆当日会場で問診を受けるときは、予防接種手帳から問診票(黄色)のみを切り取り、母子手帳の種痘の頁(30頁)を開いて提出してください。

建築のこと

■4月1日から建築確認事務を 市で取り扱います

電91-3881 内線267

現在、建築許可などは府庁で取り扱っていましたが、最近、市に提出される建築確認申請が年間3,000件をこえ、建築相談もふえ、建築確認、現場指導、監督などを身近かな市役所で取り扱う必要ができました。

このため、昨年5月、府建築指導課分室を市役所内に設置し、府の建築行政の権限を市に移す準備を進めてきましたが、4月1日から市開発部に建築指導課(予定)を新設し、これらの事務を取り扱うことになりました。

これにより今後、建築確認事務が便利になるばかりでなく、より適切な建築指導などを行なっていきます。

また、最近、確認申請の手続きを知らず、建築物を建築し、府建築指導課から違反建築物として摘発をうけ、工事中止命令、あるいは水道を引いてもらえないといった問題が起こり、施主と施工者との間で種々の紛争が起っています。

このような紛争を未然に防ぎ住みよい町づくりを進めるためにパトロール活動を充実します。

したがって市民のみなさんが自分の敷地に家を建てるときは、建築確認を受けないで好き勝手に建築されますと違法になるばかりでなく水道や電気、ガスなどを引いてもらえなかったり、行政処分を受けたりすることがありますので、家を新築、増改築されるときは、府建築指導課八尾分室(4月1日から市開発部建築指導課)でその建築物が「建築基準法」に適合しているかどうか確認してから、工事に着手されるようお願いいたします。

なお、建築物の確認申請についてお聞きになりたい点がありましたら同分室(4月1日から市開発部建築指導課)へご相談ください。

児童手当のこと

■児童手当の請求をお忘れなく

電91-3881 内線231

昭和47年に発足した児童手当制度が一部改正され、4月から支給対象となる児童の範囲がひろがります。

☆対象 ①18歳未満の児童を3人以上養育し、うち1人以上が昭和38年4月2日以後に生まれた児童

②請求者の収入が一定の額(たとえば4人扶養で219万)にみたぬこと 出生順に数えて3人目以降の児童 1人につき月額3,000円

☆申請 印かん、厚生年金被保険者証か国民年金手帳、預金通帳(市内の郵便局、銀行、農協などのもの)、所得証明書(昭和47年1月1日以後に転入された人)をもって、市役所年金課か各出張所まで

なお、公務員、三公社に勤務されている人は、勤務先に申しでてください。

予防接種手帳のこと

■赤ちゃんの予防接種手帳を交 付します

電91-3881 内線246

予防接種手帳には、赤ちゃんが予防接種を受けるときの問診票や接種後の注意などがくわしく書いてあります。

赤ちゃんが生まれて出生届をされた人は、必ず予防接種手帳の交付を受けてください。

また、新しく転入された人で生後24ヵ月以内の赤ちゃん(第1期種痘、生ワク服用2回3種混合1期をすべて完了している人は、いりません)にも交付されます。

手帳の交付を受けられる人は、母子手帳と持参のうえ、市役所衛生課または、各出張所へ申し出てください。

狂犬病のこと

■狂犬病の予防注射を行ないま す

電91-3881 内線245

4月2日から狂犬病予防接種を行ないますので、犬を飼っておられる方は、近くの会場でお受けください。

また、飼犬の登録も同時に受け付けます 費用は、登録手数料300円、注射手数料250円、注射済票交付手数料60円です。(雨のときは中止)

日程

4月2日(月) 〇南高安中学校 〇東弓削青年会場 △八尾自動車教習所 △信貴山口駅前

3日(火) 〇久宝園集会所横の遊園地 〇高安出張所 △常光寺 △北山本児童公園

4日(水) 〇太田八幡神社 〇竹淵出張所 △大正中学校 △竜華出張所

6日(金) 〇曙川出張所 〇桂隣保館 △志紀田井中神社 △山本児童公園(大和橋東)

9日(月) 〇小阪合神社 △大竹老人ホーム 山本労働会館

10日(火) 久宝寺口橋児童公園 用和小学校

11日(水) 日の出市場 安中小学校

12日(木) 〇都塚児童公園 △清友高校 志紀児童遊園地

13日(金) 久宝寺中学校 山本球場

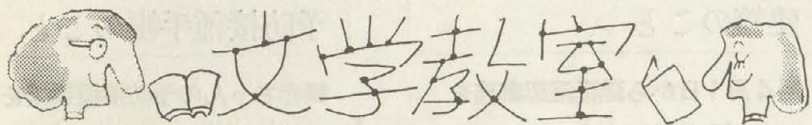
16日(月) 山本小学校

17日(火) 八尾中学校 〇婦人会館前の公園 △八尾市役所

〇印は午前10時-12時、△印は午後1時-3時、その他のところは午前10時-12時と午後1時-3時の2回行ないます。

なお、上記期間中以外は別途料金が必要になりますので、この機会に受けてください。

くらしと趣味のページ



新時代の文化を求めて —その9—

■芥川龍之介作「西方の人」一④

11月2日、市立労働会館分館（植松町）で収録
講師 吉田孝次郎氏（大阪外大名誉教授）

こんなことがあります。それは、芥川が新聞で、20円で自殺したのを読んで、自分は1日に原稿2枚書けば生きていける。そういう自分が生きていることがすまないというようなことを言っております。それから、恒藤恭という人から社会思想に関係する本や知識をたくさん受けております。で、近く日本に革命がくるのではないかというようなことも考えていたようであります。

それから死ぬ2、3日前に改造という雑誌を出している社から1,000円借りまして、日本共産党員になったり、除名されたり、またなったりしているかわかりませんが、中野重治という人に（当時は東大のドイツ文学部の学生でした。プロレタリア文学運動をしていたと思います）1,000円与えた。昭和2年ごろの1,000円というのはたいへんなものであります。それから我々は過度期の人間だ。もう時世の変わる、とり残される方の人間だ。我々の時代は過ぎた。我々過度期の人間の時代は過ぎた。こういう深い感じが一層情熱的な生き方に魅力を感じさせたのではなからうか。そしてそういう英雄的な情熱の犠牲というか、捧げつくしたこの死にキリスト的な死に方にこの強い感動を覚えたのではないかと思います。

芥川の自殺については、いろいろの人がそれぞれの立場から言っておりますが、誰もかれも例えば、私は何も共産党の宣伝をするわけではないんですが、宮本顯二という人が4年たった昭和6年に『改造』に論文の懸賞募集で一等になっております。この『敗北の文学』という論文で、芥川は意外に自分の近くに立っているのを感じた。こういうことを言っております。それから宮本百合子（当時中条百合子）は、『二つの庭』という作品で、芥川の作品は、何か回答を迫る共立な死を感じた。このように言っております。まだまだ言いたいことがあるんですが、つまり芥川の自殺は、その当時の社会の記念碑的な意味を持っております。

辻馬車（大阪から出した文学雑誌でこれほど高く評価される文学雑誌はないでしょう）は、それまでは芸術の革命、芸術を新しくするんだという目標でしたが、昭和2年8月25日印刷で9月1日発行のこの雑誌は、編集後期でもって、本号より辻馬車は、新しい出発の第一歩な踏み出した。新しい出発とは、従来の雑然たる方針から脱脚して新しく純粋化されたことを意味する。どういうふうな純粋化されたか、それはあくまでも編集責任者はこの言葉どおり読みますと、マルクス主義的見解に立って発展せしめようとするプロレタリア芸術運動に資する為、役立つ為、辻馬車は……。このように若い文学者たちは、これによって非常なるショックを受け、片岡鉄兵とか横光利一とかこういう人たちにも社会的方向に、これに片岡鉄兵は、このプロレタリア文学運動に大きく展開することになった。芥川の死は決してそのプロレタリア文学にど

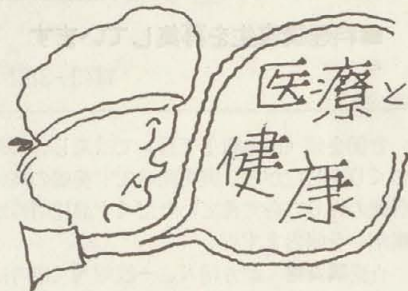
うという反対というわけでもないし、関心は深かったけれども別にどうということはないとありますが、芥川の死がそのような諸々の一つの動きをいくらか触発する結果になりましたことは否定できないわけでありまして、で、そういう人道的作家ばかりじゃなくて宗教家に後になる神学の学生であった人が5年後の昭和7年に芥川の自殺を書いているんですから、その当時の知識人たちに与えたショックのあまりにも大きかったこと。その衝動（ショック）の激しさは、決して芥川の死が予想外であったがためではなかったむしろ芥川の自殺は、いかなる自然死よりも自然なものと思われたい。芥川の死がいかに自然なものと思われたいという事実が我々にはがく然としたのだ。死がいかに耐えがたく我々の身近に迫っているかということを知りようには知ったのはこの時である。

こういうようなところから、いかにしたら芥川を乗り越えられるか、芥川を乗り越えずには我々はいられないのだ、すまされないのだ。生きている限り、いかにしたら乗り越えられるかということが、横光利一のような作家にも大きな問題として、逃れられない問題として迫った。

漱石は則天去私を言った。ところが芥川は則天去私というところではなく、あくまでも現実をみせ、人間のエゴイズムはまぬかれることはできないのだ。そこから出発してですね、情熱的な生き方と同時にそれは恐るべき現実的に、人生的に恐るべき危険性をはらむもの、この間をどのように生きたらいいか、それをキリストに託して、その悩みを託してキリストの自分における意義を、ここに最後の作品として死んでいったわけですね。で、大事な事で言い残したところが、この漱石との関係であります。

まだキリストの見方についても共通する大事な言い残したことはですね、どこまでも則天去私というね、自分は天に則って、つまり主体性がなくなるのであります。私はキリスト教を信じませんが、我々が神によって造られた。つまり存在させられているというようなものとして神は考えられるんじゃないかと思いますが、芥川はそれに対しては真っ向から対立しています。つまり天に則するのではなく、天によって存在させられるというのではないところに人生の価値を見出す。つまり人間は存在せしめられているものではないのだ。人間は主体性をもって、あくまでも人間は主体性を持たなければならぬ。まあ現実問題では、我々は神様によって生かされているんじゃないかという気もします。けれども芥川は、自主性、主体性、人間の存在を神の手から人間主体に取り戻している。こういうところにキリスト教のキリストとあるいは教義と芥川の大きな違いと漱石との違いの、それからまた、芥川はキリストに感動しているけれども信仰はしなかった。ということもいつにかかってそこにあるのではないかと考えられます。

—おわり—



入学が間近にせまり、ランドセル 文房具など入学の準備におわておられるだろうと思いますが、外見ばかりではなく、不慣れた学校生活にお子さんが早くなじむよう心身ともに気づかってあげましょう。

■新入学児をお持ちのおかあさん方に

八尾市医師会

新入学児をお持ちのおかあさん方に対し、一校医として気づいた点をかき書きにしてみました。

- (1)通学経路は、前もって親が子ども（新入学児）を連れて実地指導し、安全をはかりましょう。
- (2)登校前の健康観察をしましょう。新入学児にとって過度の緊張の連続による疲労はかなり大きいものです。毎朝、顔つき、目の輝きに注意し、額に手を当てて発熱の疑いがあれば体温計で検温し、確かめてから登校させてください。
- (3)洗面、歯みがき、手洗い、外出帰宅後のうがいなどのしつけはぜひつけてください。

(4)食事で注意すべきことは、過食、運動不足に伴う肥満を防ぐため、糖質一辺倒におちいらないように栄養的にバラエティに富んだ食物をおすすめします。（牛乳およびカルシウムの多い小魚類などはぜひおすすめします）

(5)じんましんやぜんそくなど「アレルギー素因」のある子どもには疲労の蓄積は発作を誘発しやすいので、できるかぎり睡眠をとるように注意してください。

(6)自由でのびのびとした明るい子どもに育てましょう。色々な性格すなわち落ち着きのない子、乱暴な子、引っ込み思案の内気な子などがありますが、他人に迷惑や危害を加えない程度ならあまり神経質にならず軽い注意だけで怒ったりせずしばらく静観し、自由な行動、発言を助長させるようにしたいものです。

(8)入学当初には勉強を無理じいしないようにしましょう。十分外気と日光を浴びて友だちと遊ぶ事が大切です。テレビも距離に注意し（眼の障害防止のため）子どもらしい内容のものを選んであげてください。

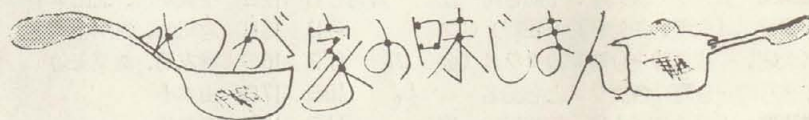
最近、アメリカでも問題になっている登校拒否症は、日本の新入学児ではあまり問題にならないと思いますが、寝起きが悪く、ダラダラして学校をよく遅刻し、立ちくらみや倒れたりする子どもは、いわゆる起立性調節障害（自律神経失調症）で夜ふかしをする家庭児に多い事を最後に付記しておきます。

☆医療相談を受け付けています

みなさんのご家庭で、日ごろ病気や健康に悩んでおられる方、その他医療一般についてご質問がありましたら、八尾市医師会の先生方に解答していただきますので、市公聴課広報係（本町1丁目1-1、電話91-3881）まで投稿してください。

奈良二月堂のお水取りも終り、春らしい日和になってきました。今回は、小阪合町2丁目1-1の武田文子さんから山菜料理「ふきのとうのつくだに」の投稿をいただきました。

家族連れで野山に出かけ、春の草を摘んで帰り、山菜料理でもいかがでしょうか。



■ふきのとうのつくだに

酒の肴、ごはんのおかずどうぞ。

☆材料 ふきのとう、重曹少々、砂糖、濃口しょうゆ、化学調味料

☆作り方 ①ふきのとう（かためつばみ）を水でよく洗う。

②水を切り、沸騰した湯の中に重曹を入れふきのとうをさっと入れ、あくぬきをする。

③2-3時間水にけ、あくぬきをする。

④なべに砂糖、濃口しょうゆを入れ、あくぬきをしたふきのとうを入れ、コトコトと汁がなくなるまで煮込む。

⑤できあがりに化学調味料を入れる。



■つくし

つくしは、野や山の土手などによく見られます。熟しすぎず、若すぎないものを選びましょう。

☆材料 つくし、酢、砂糖少々、しょうゆ、化学調味料

☆作り方 ①つくしのはかまをとり、さっとゆがく

②水に入れ、あくぬきをする。

③三杯酢（かくし砂糖、酢、しょうゆ、化学調味料）の中にかたくしぼったつくしを入れ、よくかきまぜてできあがり。

また、この他「せりのおひたし」など春の香りを十分に味わってください。



読物のページ

統計 アラカルト

■統計は人間にとって空気か？

「統計とは何か？」と聞かれた時、「統計とは空気のようなものだ」と答えるのがカッコいい答なのだそうです。しかし統計は人間にとってそれほど必要でないと反論されるかもしれません。たとえばソ連・中国のような計画経済では人間の物資の総消費量を統計でだし、それにみあった生産計画がたてられているので統計が不可欠であるということは当然ですが、日本や米国のような自由主義経済の国では、ある商品が不足し非常に高くなれば企業家は利潤を得るためその商品の生産にのりだし商品生産量がふえ商品値段が下がる。このように商品の値段が商品の生産と消費とを自動的に調整していくのでそれほど重要でないと考えられるかもしれません。

しかし生産には資源が必要ですが地球の資源たとえば石油、電気、土地、きれいな空気、すんだ水、美しい自然美、食糧等々が無限に存在しないという事実は今後ますます統計を必要不可欠にしていってほしいでしょう。

又統計自体も戦後の物資不足時代からつづいている総合的・全体的な経済統計中心から市民福祉を中心とした地域的にも生活階層的にも細分化された社会統計の必要性が強く叫ばれています。

そのため経済企画庁、国連等では経済的統計指標である国民総生産、国民所得の他に「国民総福祉」等の福祉面からみた統計指標の研究がつけられています。

統計は人間にとって空気のように必要不可欠であるが自然にあたえられるものではない。それは調査をうける人や調査をする人がよりよい社会をつくるための一因になるのだという認識に立つて行う努力と熱意の結晶といえましょう。

経営のみちしるべ

■「表示金利」と「実質金利」の関係をごぞんじですか

資金の借入の適不適が、その企業の存続を左右することがよくあります。そのため、適切な資金計画が要求されます。

資金の借入れで問題になるのが、借入資金の「表示金利」と「実質金利」の相違です。

表示金利とは、例えば100万円を年8%で借入れをするといったときの、「年8%」のことです。つまり、おもてに示されている金利のことです。

借入れた資金がそのまま使えるときは問題がないのですが、その借入金の一部が現金担保としてとられる場合に、実質金利は、表示金利と異なってきます。

表示金利と実質金利の関係を示すと、次の式で表わせます。

実質金利 = (融資金額 × 金利 - 歩積両建預金金額 × 定期預金利息) ÷ (融資金額 - 歩積両建預金金額)

「歩積両建預金金額」とは定期預金のことで例をつかって説明しましょう。

銀行から100万円の融資を受け、そのうち30万円を現金担保として定期預金にとられました。金利(表示金利)が年8%、定期預金の利息が年5.5%でした。

実質金利 = $(1,000,000 \times 0.08 - 300,000 \times 0.055) \div (1,000,000 - 300,000) = 0.0907$ つまり、実質金利は、約、年9.07%になります。

もう少し詳しく説明すると、100万円の融資を受け、金利が年8%ですから、8万円を金利として支払うことになります。

融資金額 × 金利がこれにあたります。

一方、30万円を定期預金に入れ、その利息が年5.5%ですから、年に16,500円を利息として受取るようになります。

歩積両建預金金額 × 定期預金利息がこれにあたります。

差引き63,500円を銀行に支払うこととなります。資金金額 × 金利 - 歩積両建預金金額 × 定期預金利息がこれにあたります。

そして、資金として利用できる金額が、 $1,000,000 - 300,000 = 700,000$ 円(融資金額 - 歩積両建預金金額がこれにあたります)ですから、 $63,500 \div 700,000 = 0.0907$ で、実質金利は約9.07%となります。

現金担保として定期預金にとられる金額が多くなればなるほど実質金利は上がっていきます。設例と同じ条件だと、40万円を定期預金にとられれば、実質金利は約9.67%に、50万円が定期預金にとられれば、実質金利は、10.5%になります。

当市産業課では、商工業振興の一環として融資の相談に応じていますので、いつでもお気軽におこし下さい。

・おわび 2月20日号・市政だより「経営のみちしるべ」の欄の、損益分岐点売上高が3,500千円とあるのは、35,000千円、図表で売上費とあるのは売上線の誤りです。訂正しておわびいたします。

モニター通信

■図書室利用の広報活動をしてほしい

(モニターH)

私はよく図書室に行きます。

どういうわけか、一番暇であるはずの主婦はほとんどみだることがありません。

今、図書館を増設してほしいとか、巡回図書をやってほしいとか運動しておりますが、図書館を本当に必要としているのは一部の人間だけではないでしょうか。

確かに図書館の数は少ないですが、効率よく利用しているのも少ないと思います。

そこで、もう少し、図書室利用の広報活動をやってほしいと思います。

八尾市立公民館の図書には、主婦も満足できるような図書もたくさんあります。

(公民館)

図書室利用を、市民全体のものにするためご提案、ありがとうございます。

とくに広報活動をご指導いただいたのですが、新着図書の紹介や蔵書の書評、読後感などを内容とした「図書室だより」を市政だよりの中に、連続の特別欄で設けてもらえればと思っています。

また、現在の利用者を通じて、図書室利用のP.R.をすすめてゆくことも必要だと考えています。

(公聴会広報係)

教育センター内の図書室は、PR不足もあって、あまりよく知られていないようです。

このため、年度変りの4月から市政だよりの20日号で、新刊図書などを紹介する図書室だよりを掲載する予定をしていますので、ご利用ください。

■薬局に強くなる法

日本人ほど薬好きな国民はないといわれます。病院では何種類もの薬をくれるし、家では薬箱、会社のひき出しには……といった具合に。

というのも日本では薬が安直に手に入りすぎるからかもしれません。そこで、薬がどのように売られ、わたしたちは、これからどう薬局を利用すればよいのかをまとめました。

★店主の人柄を見ぬけ 薬局は、国家試験に合格した薬剤師が、各府県の許可をとってはじめて開店できるのです。

ほとんどの薬を備えている薬局は総じて売らんかなの態度に徹し、また隠居的に薬局を開いているような「パパママ薬局」もあります。



そこで、薬局利用のまず第1は、その店主薬剤師の薬に対する知識や、その熱意のほど



を早く見きわめることです。

★「派遣店員」がいる ターミナルなど、客の多い薬局では、白衣姿のメーカーからのメーカー派遣店員がいるものです。

彼女たちは、メーカーからの教育を受けたのち、販売高をあげるために、特に自社製品をPRしながら売っていますが、あなたは、さして必要なかった薬を買ってしまったという経験をお持ちではないでしょうか。

★「再販制度」を知っておこう 最近、赤札が店頭一杯に飾られて、乱売する店がなくなりました。

というのは、再販制度というしくみがあるからです。

再販制度というのは、薬品、化粧品、洗剤など5品目を消費者に売る場合、メーカーあるいは問屋と薬局間の契約で価格を決め、これに違反すると出荷停止などの制裁を加える

ので、薬局は安売りができないのです。

これは、消費者の選択権をおかし、物価高につながらると、時々、新聞紙上をにぎわしていますので、注意してみてください。

★ママと老人はねらわれている 薬局の売上げからみて、特にいいお客は、若いママと老人だそうです。

というのは、若いママは赤ちゃん、幼児の育児・健康維持が重大事で、老人は、健康に



一大関心があるからで、このあたりをよく研究している店が多いようです。

しかし、赤ちゃん用品を多く陳列しているような薬局なら、薬だけでなく育児全体の相談を持ちかけることも、薬局のねらう手を逆手にとった上手な薬局の利用法でしょう。

★「衝動買い」をするな 薬局が売上げを伸ばすには「衝動買い」をふやすこと「関連商品」を多く売ることだそうです。

衝動買いをねらった、たぐみな商品陳列や店内装飾、乳製品を買えば、ほ乳びん・パウダーと、その商品にまつわる一連の商品などつい、フラフラと買ってしまいます。

しかし、メーカーや薬局ばかりを責められません。計画性のない、あなたの買物のしかたが悪いのです。

よく考えてから買っても、決して遅くはありません。

★とことん聞いてみよう 納得のいくまでじゅうぶん聞いてから薬を服用するという原則をもっと守りましょう。

とことん聞くことによって、薬局も高度な技術を売らねばということで、あらゆる研究をし、あなたにぴったりの薬を探してくれるでしょう。

同和問題特集

未来をきりひらく学校づくり

差別からの解放をめざす

仮称第二成法中学校

はじめに

八尾市における同和対策長期総合実施計画の一環として、現在、仮称第二成法中学校が建設されつつありますが、この学校建設についての規模内容と、建設の意義、柱、経過についてまとめてみました。

関係者ならびに市民の皆さま方にはぜひお読みいただき、八尾市における同和教育の充実と進展のために一層のご理解とご協力をお願いするものです。

この機会に仮称第二成法中学校建設にあたり、日夜ご奔走ご尽力いただいております部落解放同盟大阪府連、同安中支部、教育を守る会、関係校PTA、その他関係者の皆様方に心からなる敬意と謝意を表します。

こんな学校ができます

○場所 八尾市高美町2丁目（高美小学校北がわ）	
○校地 約30,000㎡	
○校舎面積 約10,000㎡、T字型鉄筋4階建	
普通教室 27	金工 1 書道 1
特殊教室 1	木工 1 絵画 1
促進教室 9	調理 1 彫塑 1
特別教室 17	被服 1 社会 1
生徒会室 1	作法 1 数学 1
図書室(司書室) 1	物理 1 LL 1
放送室(スタジオ) 1	化学 1 視聴覚 1
保健室 1	生物 1 準備室併設
会議室 1	音楽 2
相談室 3	
管理室 18	校長室 1 印刷室 1
便所各階 3	職員室 1 学年控室 3
	事務室 1 教材室 4
	用務員室 1 機械室 3
	更衣室 1 電気室 1
	休養室 1
○体育館 1,900㎡、鉄筋2階建、1階 格技 2階 球技コート2面	
○講堂 1,500㎡、鉄筋階段式座席、階下ビロテター、映写設備、収容人員 約900人	
○プール 15m×25m、7コース	
水面積 375㎡	
更衣室	

建設の意義

一八尾市総合基本計画の一環として—

八尾市においては、つとに、「貧困・不衛生・差別のない町づくり」の実現を期して、「総合基本計画」をたてその推進を図ってきました。

そのなかで、文教施設の整備拡充施策の基本構想として、「二小学校を以って一中学校区とする」ということをひとつの方針としてきました。

ところが現在、成法中学校区には、安中小学校、八尾小学校、高美小学校があります。

この校区は、人口の社会増、自然増に伴い住宅建設も急激に進み、別表(右頁)に示すように、小・中学校における児童生徒数もまた急増の一途をたどっています。

ことに、成法中学校の生徒数、高美小学校の児童数の伸びは大きく、この状態が続きますと、昭和52年度においては、成法中学校は実に生徒数 2,000人を超えるマンモス校となってしまう。

いうまでもなく、このようにマンモス化した学校においては、正常かつ十分な教育活動は困難におちいり、その教育的効果も十分期待できなくなります。

—解放教育の前進のために—

八尾市においては、さきに「総合基本計画」の一環として「同和対策長期総合実施計画」が策定され、現在その実施段階にはいつておりますが、すでに西郡地区においては「桂中学校」が建設され「差別を根絶する運動と教育の前進のために」その第一歩をふみ出してあります。

この成法中学校区においても、八尾市における同和教育の充実と進展を期して、ひとりひとりの生徒の可能性をひきのばし、大切に育て、また、明るい未来を保障する教育の確立のために、より教育効果を高めるべく、校区を再編し、ここに「仮称第二成法中学校」を建設することになりました。

苛酷な、長い差別とたたかいつづけ、その中から、失ってきた教育の機会均等、職業選択の自由等の市民的権利をとり戻すべく立ちあがってきた地域住民の願いの結集こそこの「仮称第二成法中学校」であるともいえます。

昭和39年、八尾市議会において満場一致で『同和教育の推進を要望する決議』が可決され、昭和40年には国において「同和対策審議会答申」が出され、同44年には「同和対策事業特別措置法」が制定されております。

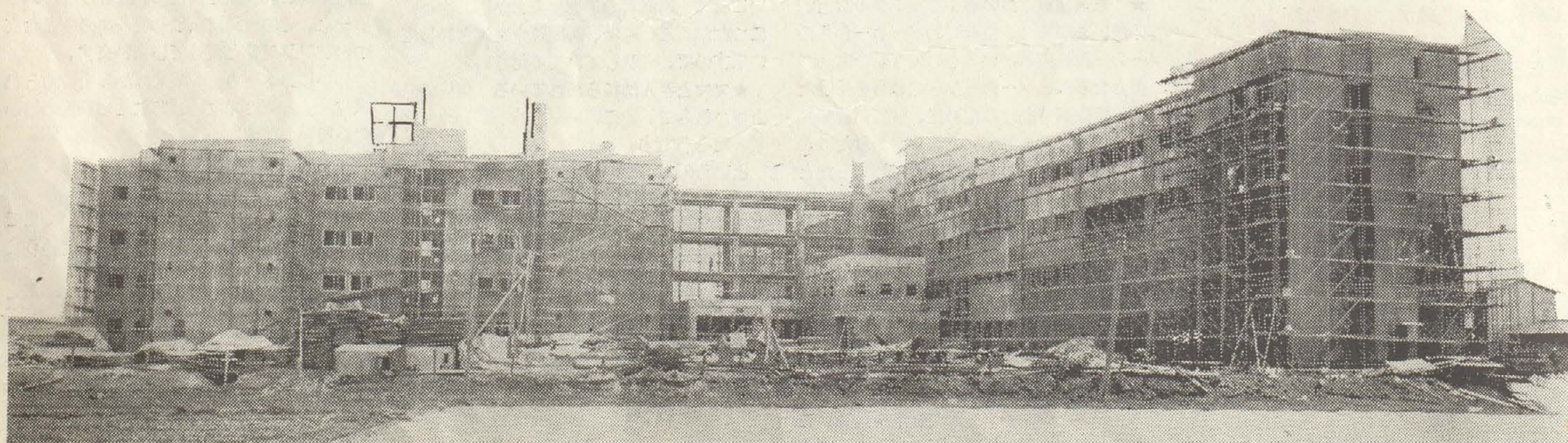
本市でも「八尾市同和対策審議会答申」が(昭和45年)提出されておりますが、恥ずべき部落差別を根絶し、部落の完全解放をなし遂げ、一切の差別を追放することによって、明るい、しあわせな未来を創ろうとしていきます。

八尾市同和対策審議会にも「すべての子どもたちの教育の場は、まず、理想に近い環境をつくることである」と述べています。

いうまでもなく、同和地区には、さまざまな差別が今もなお集約され、あらわれています。

ことに教育諸条件の低位性はすでにいろいろな機会に、数々の資料をととして市民のみなさんに知らされているとおりです。

(7面につづく)



同和問題特集

いまさらくりかえすまでもないことですが「市政だより」や「市民のための同和問題」等々にも述べられているとおり、「同和地区の学校だけになぜあんなに金をかけるのか。かえって差別になるのではないか」というような、いわゆる「逆差別」の考え方は、いかにまちがった、またいかに同和問題を正しく理解していないかを如実に示すものだと思います。

正しくご理解いただいております市民の皆さんには、もしこのようなまちがった考え方をもっている人に出くわされた時は、上述の資料の一読をおすすめていただくとともに、積極的に事業の推進にご協力いただけるよう、正しい認識へ変革するための介添役になっていただきたいと願うものです。

このことは、「同和対策事業特別措置法」の第三条に国民の責務として「すべての国民は、『同和』対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、『同和』対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない」と明記されていることでもおわかりいただけるでしょう。

この意味で、いわゆる「逆差別」の考え方は、とりもなおさず、「差別」そのものであるといえるでしょう。なぜならば、同和教育同和事業を正しく深く理解しようとせず、「法」にもうたわれているその目的、意義すらもわきまえず足をひっぱるような結果をひきおこすことになりかねないからです。

一建設費等の実質8割は国・府で—

「同和対策事業特別措置法」には、国及び地方公共団体は「同和」対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない（第四条）

と、その責務について明記し、これに要する経費についても特別の助成をするように示しています。

また昭和44年に出された「大阪府同和対策審議会答申」にも、「同和対策の意義と目標」として次のように述べられている。

「…まずなにをいっても一般行政の対象になりうる水準にまで地区の立ちおくれを引き上げることが当然の施策と認めなければならない。それとともに、ここでとくに留意すべきことは、同和行政の目標水準が一般的な生活水準を保障する程度の段階に設定されるべきでないという点である。一般的な生活水準程度への補償的な底上げであっては、同和地区のもつ社会的体質の伝統的な脆弱性によって、結果においては、平均的な一般地区との間にふたたび社会的格差が再生産されることが予想される。したがって、府の同和対策においては、この点は十分考慮して、同和行政の目標を現状において、可能な限り高水準におくとともに、同和行政の推進を中心として一般スラムなどの底辺地区への行政水準を高めていく方向で努力することが望まれる。

このことは同和事業の緊急性とそのあり方を端的に表現したものであり、かつ、すべての市民・国民の願いとあい対立するものでな

いことを明白にいい表わしています。

また、同答申の「財政措置の強化」の項にもこう述べられています。

「…市町村の事業への財政上の実質的補助が、国と府を合わせてすくなくとも8割以上になりうるよう、また国の補助がない場合は府がその8割を保障するように努めることが望ましい。府の積極的な指導援助によって市町村の自主的な行政体制の向上が期待されるのである」

桂中学校の建設にあたっては、幾多の隘路があつたにもかかわらず、解放同盟をはじめ市議会、教職員組合、地元のPTA、市民の皆さん方の丸となった尽力と協力によって、前述の答申どおり実質8割助成を得られるようになり、その先導的な役割りを果たすことができました。

この仮称第二成法中学校の建設にあたっては、上記の方々により日夜多大のご尽瘁をいただいておりますが、今後とも市民の皆さま方のご協力をお願いするものです。

このようにして、全市民、全関係者の結集・協力のあつたところ、文字どおり、すべての市民が「貧困・不衛生・差別のない」明るいしあわせな暮らしの出来るまちづくりは遠い夢でないと思ひます。

●新しい学校づくりの柱

一差別を根絶し未来をきりひらくために—

仮称第二成法中学校建設にあたっては、生徒をとりまく生活実態や地域の教育的、文化的な環境条件、生徒たちの成長発達をはばむいろいろな要因をさぐりました。そしてそれらを克服して、差別のない輝く未来をきりひらいていく力強い人間をつくるためにどのような学校をつくりあげるべきかを真剣に検討してきました。次にそのおもな柱を述べます。

第一は基礎学力の向上と充実です。

差別の結果としての学力のたおくれを克服しない限り、差別をはねかえし、差別にうちかち、差別を根絶していく人間の成長は望むべくもありません。教育諸条件にめぐまれていない子ども達に有効適切な環境を整備し、ひとりのとりのこしもなく、個性を存分にひき伸ばし、解放への資質づくりをすることです。

そのためには一学級の生徒数をできるだけ少なくし、実質30名以下とします。

また、学力の立ち遅れた生徒には、教科別の個人指導を徹底するための促進教室を設けることとす。

その他有効適切な教材教具・教育機器を整

備し特別教室の充実整備を図り、生徒の学習の動機づけ、確かめ、展開応用に役立てるようになります。

第二は生徒の進路を保障するためのたてです。

教育を受けられなかったため就職できず、部落に住んでいるというだけでしめだされ、きりすてられ、重労働、低賃金、身分保障のない生活をしいられてきた長い歴史をたちきるために、ひとりひとりの個性をひきだし、父母とともに語り、手を取りあって相談していくための施設、各関係機関との連携指導援助を得るための施設、進路決定のための諸資料を準備し、卒業後もつねに相談連絡できるような配慮も必要です。

第三には体力の向上、健康の増進です。

体力なくして健全な精神は生まれません。健康の管理を充分にするための諸施設、積極的に体力を増強し、強靱な心身の持主たらしめるための施設の充実を図ります。校庭、体育館、プール、クラブ活動の場等々学校のすみずみまでその配慮が必要とす。

第四には自主的活動の場の保障です。

差別に負けず、これにたちむかい、これをなくしていく人間づくりのためには、自主的な、しかも積極的な活動の場を十分に設け、仲間づくりのための広場、集会室等を設置する必要があります。

以上がそのおもな柱ですが、そのほかにも校庭の整備、有機的、能率的な教育の場の設定に細部にわたった配慮を加え、またこれらの生徒の指導にあたる先生方の教育活動に支障のない、活動しやすいようにと種々の検討がなされています。

●建設までのあゆみ(抜粋)

昭和46年8月 安中隣保館で第1回建設準備委員会を開催。

同9月、建設委員会の組織づくりができました。委員会の構成は、解放同盟(含教育を守る会)より11名、PTAより18名(成法中8・安中・高美小より各5名)教職員より23名(成法中13名、安中・高美小より各5名)市議会より1名、教職員組合より2名、市関係者17名の総計80名。さらにこの中に各関係機関より若干名ずつが寄り小委員会を組織。

同10月 八尾市教育委員会同和教育室長川内俊彦先生を招き学校建設についての学習会をひらく。

同12月～47年7月 成法中学校教職員により各専門分野にわたる研究検討。専門委員の選出

47年5月 先進的な他校参観(池田中・四条畷中・矢田南中等)

昭和47年8月 設計図完成

同10月 地鎮祭施行

同10月 工事着工

この間、前後20余回の建設委員会、小委員会、専門委員会等を開催

昭和48年3月現在、4月開校を目指して、第一期工事(普通教室、特別教室)の建築状況は、既に98%進行中。

●成法中学校生徒数推計

(昭和47.11.30現在)

	3	2	1	6	5	4	3	2	1	
成 法 中	448	489	505							
八 尾 小				192	208	252	236	286	273	
高 美 小				184	176	242	218	273	295	
安 中 小				126	128	160	155	199	188	
計				502	512	654	609	758	756	
昭和48		3	2	1						1496
昭和49			3	2	1					1519
昭和50				3	2	1				1668
昭和51					3	2	1			1775
昭和52						3	2	1		2025
昭和53							3	2	1	2123

●仮称第二成法中学校生徒数推計

(昭和47.11.30現在)

学 校	中学校	中学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	計
学 年	2	1	6	5	4	3	2	1	
計	193	208	222	223	294	273	325	348	
昭和48	3	2	1						623
昭和49		3	2	1					653
昭和50			3	2	1				738
昭和51				3	2	1			789
昭和52					3	2	1		891
昭和53						3	2	1	946

同和問題特集

しあわせを築く道

その22

結婚差別事象の教訓 部落解放を私たちの課題にするために

この八尾市で、最近、結婚身元調査による差別事象が起きました。本市では、部落問題の解決を施政の基本柱にかけ、様々の同和事業にとりこんでいます。しかしながら、差別事象はあとをたちません。こういったことを再び起さない、起させないために、結婚差別事象を教訓に部落問題を考えてみたいと思います。

■差別は生きている／

高知県では、次のような遺書を残して、昨年、部落出身の一青年が自殺しました。

今、モミジ谷にきています。新緑がまぶしいほどきれいです。若干20才で、この世とおさらばかと思うと、残念しかたありません。……あまりにも早く恋を知りすぎました。苦しみでしかありません。誰の責任でもない。結局、俺が弱かっただけです。

広い天国に晶(あきら)一人は可哀(かわい)そうです。やっぱり俺はあの子の父親なんです。晶は俺が育てます。晶の泣き声が聞こえます。

父子手をつないで、君を見守っていますよ。頑張ってください。5/3 M

相手の女性も結婚しようとしていたにもかかわらず、その両親は二人をひきさき、更に妊娠4ヶ月の晶と名づけられた男の子の中絶を強要し、その子を闇に葬ったのです。

相手が部落出身であるということだけで、自らの孫をも「殺す」という極めて残酷な差別が、ここに存在するのです。

新聞の片すみで小さく散っていった多くのいのち……。 「差別なんて、もうありません」。ということが、いかにあやまっているかを示しています。

この八尾市では、昨年の10月5日、本市に住むある婦人が、東大阪市に住む実の姉さんとともに、和歌山県田辺市役所までかけ、おいの結婚相手の本籍が部落であるか否かをききだしに行くという差別事象が起きました。(この詳細は、市民のための同和問題第5集)幸いにして、この問題は、田辺市当局がその差別性を指摘・指導することによって、大事にいたりませんでした……。その婦人の弁によると、「理由もわからないけれど、ただ部落の人だったら親せきづきあいの上からも困るということが、何の気なしに自然と耳に入ってきました。そして、姉についていってくれと頼まれ、身元調査に行ったのです。」ということでした。

「差別なんて、しません。」という人の口から、いざ結婚となると、「部落の人だったら困る。」ということが出てくるのです。

八尾市で、昭和45年度に市民の意識調査をしましたが、結果は次のとおりでした。

部落の人とは結婚させない	……16.2%
そのときにならないとわからない	……42.7%
相手の人物次第、本人の意志次第	……38.6%

このように、はっきりと相手の人物次第、本人の意志次第とこたえられる人は、わずか38.6%にすぎません。

市民の間に、部落差別が根づく現存していることを示しているものといえましょう。

差別は、「もうなくなっている。」のではなく、現実生きているのです。

日頃は、「人権尊重」とか「差別などしてない。」という人が、結婚などのように自分自身の問題として直接かわりをもつと、「差別意識」が頭をもたげてくるのです。

■現在の差別社会が差別意識を生みだす／

根づく存在している差別は、単に心理的・観念的なものではありません。

次から次へと、差別事象があちこちで起こってくるという事実は、現在の社会そのものが差別を温存し、助長していることを示しています。

差別の実態があるから、差別意識が生まれてくるのです。



▲狭山差別裁判反対を訴えることもたち

今の社会が部落の人々を差別する世の中であるから、親や親せきの者が結婚に反対したりするのです。「皇族」と親せき関係になるなら出世の足しにもなるが、部落民と親せき関係になると出世の妨げになる世の中だからこそ、結婚差別事象がおこるのです。

ですから、いくら口で「私は、差別などしていません。」といっているでも、こういった差別の現実、差別の世の中に目をつむっている、知らない間に差別するという事になりかねないのです。

差別とは単に心のもち方ではなく、健康で文化的な生活を送れないような実態にこそ存在するからです。

「差別をしてない。」とは、差別の現実に怒りを持ち、敢然と立ちまわるときにこそ初めていうのです。

私たちは、この事件を他人事と考えず、このことを教訓に、いま一度点検しなければならぬのではないのでしょうか。

■私たち自らの課題として、部落解放にとりくもう／

昭和40年に出された同和対策審議会答申には、国民的課題として部落解放にとりくまなければならない旨が記されています。

このことの意味は、部落解放を他人事としてとらえるのではなく、自らの課題として差別の現実にたちまわってこうということなのです。即ち、日本国憲法で保障された健康で文化的な生活を送る権利が守られていないという現実、私たち自身が起ちあがり、かえてこうということなのです。

単に、言葉として「差別反対」「人権尊重」ととなえることでなく、自らの生活の現実をみつめ、その中にある苦しみやいがみをだし、その解決にとりくむということです。

そして、被差別部落には、そういった私たちの苦しみやいがみが集中してあらわれ、基本的人権の侵害が縮図となってあらわれているのです。

被差別部落の人々は、社外工・臨時工・パートなどの不安定な仕事にしかつづき、そのことは、私達の低賃金のおもり石として利用されています。

従って、被差別部落の人々の賃金をあげ、生活水準を上げていくことは、私たち自身の生活をより豊かにしていくことと深く関連しているのです。

逆にいえば、部落差別を許しつづけることは、私たちの不幸につながっています。

被差別部落の人々は、安定した職業がない、せまい住宅にしか住めない、教育も十分にうけられないなどといった基本的人権侵害の生活の現実を差別ととらえ、大正11年水平社結成以来、部落解放にとりくんできました。その結果、今では低家賃の団地や保育所などがたち、生活改善が実現しつつあります。

しかし、その中で「部落にばかり、住宅や保育所をたてて、おかしいやないか」という声が、一部の市民の間におこっています。

その考え方は、誤りです。勿論、住宅や保育所が一般地区にも必要であることはいうまでもありません。

でも、住宅や保育所がないことの不満を、このように被差別部落の方へむけ、「部落にばかり……」と目くじらをたてることは、徳川幕藩時代に支配者が百姓をおさえるために、その不満を被差別部落にそらした分裂政策の二の舞です。

更に、「被差別部落の生活は低いのがあたりまえ」という差別的な見方があり、そのため被差別部落の人々の生活が少しでもよくなってくると、目くじらをたてることになるのです。

私たちは、自らの生活の現実からでてくる様々な要求——家がほしい、保育所がほしいなど——を、被差別部落にむけてねたむのではなく、私たちの力と団結で真に実現していく必要があるのです。

その意味からも、被差別部落の人々が50年以上にもわたって運動し、人間らしく生きる権利を実現し始めていることに、私たちは学ばなければならないのではないのでしょうか。



▲同和教育月間の市民の学習会

私たち自身が、自らの生活をより豊かにするために起ちあがり、被差別部落の人々とともに、手をつなぎ前進するときに初めて、部落解放は私たちの課題となり、国民的課題となるでしょう。

本年度の「しあわせをきづく道」は、「人権の広場」として、様々の人権問題をとらえ考えてきました。

内容等について、いろいろ質問、意見がありましたら、教育委員会社会教育課社会同和教育係まで、お寄せください。

清掃

●不用品(粗大ゴミ)収集日をご活用ください

—— 48年4月から12月までの収集カレンダー ——

市では、昨年5月から、タタミ、机、タンスなど、大型の不用品(粗大ゴミ)の収集を毎月1回行なっていますが、年内は下記の日程で収集を行ないます。
あなたのご家庭の核当欄を色鉛筆で囲むなりして、目につきやすいところへおはりになれば便利です。

■収集日の前日を「清掃の日」と定めます

不用品(粗大ゴミ)収集も、しだいに軌道に乗り、今では、市民のみなさんに大いに利用していただくまでになりましたので、市では大そうじを夏だけに限らず、生活様式の変化に合わせて年12回ある不用品(粗大ゴミ)収集日の前日を「清掃の日」と決め、年12回のうち、適当な日にご家庭の必要な回数だけ

家の内外をそうじていただきたいと考えています。

つきましては、粗大ゴミ収集の日程をご活用願ひ、季節に合った方法でご家庭の清掃をされるようお願いいたします。

■不用品(粗大ゴミ)は次の要領でお出ください

☆不用品は、必ず午前9時までに自宅の前に出してください

☆車の入りにくい所では、一般ゴミの収集

と同じように車の入る所定の場所へ出してください(隣り近所の迷惑とならないように収集日の朝に出すようにしてください)

☆決められた所以外に不用品をお出しになっても収集しません

☆不用品を出される時は、必ず「不用品」の表示をしてください

また、現在行なっている不用品(粗大ゴミ)

収集は、各ご家庭から出るゴミのうち、週2回の一般収集ではできない大きなゴミを収集するのがねらいですから、会社、工場などの事業場から出されるゴミ、建築廃材、危険物などは収集できません。

●収集するもの

机、タタミ、タンス、冷蔵庫など大型の不用品

●収集しないもの

(1)平常ゴミ…台所から出るゴミ(週2回の定期収集のときにお出ください)

(2)業務上廃品…商店、会社、工場、事業所などの業務上またはこれに付随するゴミ

(3)建築廃材…建築、改築工事などのゴミ

(4)危険物…プロパンガスのボンベなど

(5)その他…市清掃事業所が不適当と認めたもの

表中の数字は

各月の収集日です

収 集 地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
幸町、泉町、山賀町（以上 府道 八尾 枚方線以東）桂町、高砂町、山本町北7・8丁目（玉串川以西）	第1月曜	2	7	4	2	6	3	1	5	3
宮町、楠根町、山賀町、泉町、幸町、山城町（以上府道八尾枚方線以西）末広町、佐堂町、久宝園、美園町、新家町	第1火曜	3	1	5	3	7	4	2	6	4
山城町、北本町1・2丁目（市道八尾西郡線以西）宮町、楠根町（以上府道八尾枚方線以東）北本町3・4丁目	第1水曜	4	2	6	4	1	5	3	7	5
菅振町、小畑町、長池町、緑ヶ丘1・2・4丁目	第1木曜	5	3	7	5	2	6	4	1	6
北本町1・2丁目（市道八尾西郡線以東）光町、東本町3～5丁目、荘内町、若草町、小阪合町	第1金曜	6	4	1	6	3	7	5	2	7
山本町北6～8丁目（玉串川以東）福万寺町北、福万寺町、福万寺町南、福栄町、上之島町北、上尾町4～9丁目、西高安町2～5丁目、楽音寺、大竹	第1土曜	7	5	2	7	4	1	6	3	1
水越、千塚、大窪、神立、山畑、服部川、黒谷、郡川	第2月曜	9	14	11	9	13	10	8	12	10
東山本町、東町、東山本新町	第2火曜	10	8	12	10	14	11	9	13	11
緑ヶ丘3・5丁目、堤町、山本町北1～5丁目、山本町北6丁目（玉串川以西）上之島町南、西高安町1丁目、上尾町1～3丁目	第2水曜	11	9	13	11	8	12	10	14	12
桜ヶ丘、旭ヶ丘、西山本町、山本町	第2木曜	12	10	14	12	9	13	11	8	13
東久宝寺、本町、東本町1・2丁目	第2金曜	13	11	8	13	10	14	12	9	14
神武町、沢川町6・7丁目、南久宝寺1～3丁目、西久宝寺、久宝寺、北久宝寺	第2土曜	14	12	9	14	11	8	13	10	8
埴内、恩智（以上外環状線以東）柏村、神宮寺、二俣（以上近鉄線以東）教興寺	第3月曜	16	21	18	16	20	17	15	19	17
刑部（本村）柏村（外環状線以西）山本高安町、高安町南、高安町北、埴内（近鉄線以西）恩智（外環状線以西）	第3火曜	17	15	19	17	21	18	16	20	18
中田、南本町9丁目、八尾木、別宮、今井、大字安中（関西線以北東）刑部住宅（市道曙川1号線以西）高美町4～7丁目	第3水曜	18	16	20	18	15	19	17	21	19
青山町、南小阪合町、山本町南、刑部住宅（市道曙川1号線以東）	第3木曜	19	17	21	19	16	20	18	15	20
清水町、明美町、松山町、南本町1～8丁目、高美町1～3丁目	第3金曜	20	18	15	20	17	21	19	16	21
沢川町1～5丁目、高町、安中町、陽光園、栄町、光南町	第3土曜	21	19	16	21	18	15	20	17	15
竹淵、南亀井町、北亀井町、亀井町、跡部北の町3丁目、跡部本町3・4丁目、跡部南の町	第4月曜	23	28	25	23	27	24	22	26	24
跡部北の町1・2丁目、春日町、東太子、太子堂、南太子堂、跡部本町1・2丁目、大字太子堂、南植松町	第4火曜	24	22	26	24	28	25	23	27	25
沼、太田、若林町、南木本、木の本、北木の本、西木の本、大字南木本、大字木本	第4水曜	25	23	27	25	22	26	24	28	26
植松町、永畑町、相生町、老原（市道志紀3号線以西）	第4木曜	26	24	28	26	23	27	25	22	27
大字安中、天王寺屋（以上関西線以南西）大字植松（国道25号線以北）老原（市道志紀3号線以東）田井中、志紀住宅、弓削（市道志紀22号線以北）	第4金曜	27	25	22	27	24	28	26	23	28
弓削（市道志紀22号線以南）二俣（近鉄線以西）東弓削、天王寺屋（関西線以北東）神宮寺（近鉄線以西）都塚、柏村（外環状線以東・近鉄線以西）	第4土曜	28	26	23	28	25	22	27	24	22